

## 東邦大学学術リポジトリ運用規則

### (目的)

第1条 東邦大学学術リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）は、学校法人東邦大学（以下「法人」という。）における教育・研究活動の成果物を電子的に管理・保管・公開し、教育・研究活動の活性化を図るとともに、法人の社会貢献に寄与することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この規則で用いる用語の定義は次の通りとする。

- 一 成果物 法人での教育・研究活動により生産された成果物で、電子的な保存および公開が可能なものをいう。
- 二 公開 成果物をリポジトリに保存し、電子的通信手段により成果物を一般に提供することを言う。
- 三 公開者 リポジトリによる成果物の公開を望み、次のいずれかに該当する者をいう。
  - (1) 法人に在籍する者、もしくはかつて在籍した者
  - (2) 法人の関連団体、もしくは関連団体に所属する者
  - (3) 東邦大学で学位を取得した者
  - (4) その他、東邦大学メディアネットセンター運営委員会（以下「運営委員会」という。）で  
適当と認めた者

### (管理・運営)

第3条 リポジトリの管理・運営に必要な事項の審議は運営委員会が行う。

- 2 リポジトリの管理・運営にかかる事務、作業、手続きはメディアネットセンターが行う。

### (公開に必要な許諾)

第4条 公開者は、成果物の公開に先立ち、公開に必要な許諾を、全著作権者より得るものとする。

- 2 メディアネットセンターは、公開者からの要請により、公開に必要な許諾の取得を支援する。

### (成果物の公開)

第5条 成果物のリポジトリでの公開は、以下の場合にメディアネットセンターの担当者が必要な作業を行う。

- (1) 東邦大学教育・研究業績データベースに登録したデータで、リポジトリでの公開を望むもの
- (2) 本大学が授与した博士の学位の学位論文及びその要旨
- (3) 法人の関連団体が発行するもので、リポジトリでの公開を望むもの
- (4) メディアネットセンターに提出された、リポジトリでの公開を望む成果物

### (登録の抹消)

第6条 次のいずれかに該当した場合は、登録された成果物をリポジトリより抹消する。

- (1) 公開者が抹消の申請をした場合

(2) 公開を続けることで、法律や公序良俗、人権等の問題が生じ、運営委員会が抹消を妥当と判断した場合

(免責事項)

第7条 リポジトリでの成果物の登録・公開あるいは利用によって生じた損益について、法人は、その責を負わない。

(その他)

第8条 本規則に定めのないものは、必要に応じて運営委員会において審議、判断する。

2 本規則の改正は、運営委員会委員の過半数の議決を必要とする。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。